別表六の二（三）　試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否 （連結親法人事業年度が平成30年４月１日前に開始した連結事業年度の場合、別表六の二(二十六)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合）			可				
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)付表「2」)		1	円	税額控除限度額 (4)×(10)		11	円
控除対象試験研究費の額の合計額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2		調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		12	
	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3		当期税額基準額の計算 税額基準割合の調整	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	13	
	控除対象試験研究費の額の合計額 (2)＋(3)	4			試験研究費割合 (1)／(13)	14	
税額控除割合の計算	増減試験研究費割合の計算 比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5			(14)＞10％の場合の特例加算割合 ((14)－10／100)×2 (小数点以下３位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	15	
	増減試験研究費割合の計算 増減試験研究費の額 (1)－(5)	6		当期税額基準額の計算	当期税額基準額 (12)×(0.25又は(0.25＋(15)))	16	円
	増減試験研究費割合の計算 増減試験研究費割合 (6)／(5)	7					
	(7)　＞　5％の場合 9／100＋((7)－5／100)×0.3 (小数点以下３位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	8		当期税額控除可能額 ((11)と(16)のうち少ない金額)		17	
	(7)　≦　5％の場合 9／100－(5／100－(7))×0.1 (小数点以下３位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	9		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7の①」)		18	
	税額控除割合 (8)又は(9) ((5)＝0の場合は0.085)	10		法人税額の特別控除額 (17)－(18)		19	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）